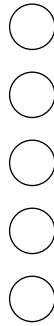




親展



年末調整・確定申告で必要になる大切なお知らせです。

重要 社会保険料 控除証明書 (国民年金保険料)

開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人 **日本年金機構** Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

宛先不明の場合の返送先
〒

→ 社会保険料控除の申告の際は、こちらから切り取ってご使用ください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

令和4年中(令和4年1月1日から令和4年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令和4年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長



【令和4年中の納付済保険料額】

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

- 「③合計額」を申告してください。
ただし、「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」以外の保険料を納付した場合は、その分の領収証書を添付し申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

→ 切り取らないでください。

納付状況の内訳

年	月	納付対象月															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				

- 「済」は令和4年中に納付した月を、「見」は令和4年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

令和4年1月1日から令和4年9月30日までに納付した保険料額です。

- 以下の場合は表示されません。
- ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和5年3月または令和6年3月までの保険料を前納している場合
 - ・保険料の未納期間がある場合 など



※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

